

第29回 定時株主総会 招集ご通知



日時

2026年3月26日（木曜日）
午前10時



場所

YUITO 日本橋室町野村ビル6階 大ホール (a+b)
「野村コンファレンスプラザ日本橋」
東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号



議案

- 第1号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
5名選任の件
- 第2号議案** 取締役（監査等委員でない社外取締役及び
監査等委員である取締役を除く。）の報酬
額改定の件

目次

- 定時株主総会招集ご通知
- 株主総会参考書類
- 事業報告
- 連結計算書類等
- 計算書類等
- 監査報告書

証券コード 3744
2026年3月11日
(電子提供措置の開始日2026年3月4日)

株 主 各 位

東京都港区南麻布二丁目12番3号

サイオス株式会社

代表取締役社長 喜 多 伸 夫

第29回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第29回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に電子提供措置事項を掲載しております。

<当社ウェブサイト>

https://www.sios.com/ja/ir/stock_bond/meeting/



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

<東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）>

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



※東京証券取引所ウェブサイトアクセスして、当社名「サイオス」又は証券コード
「3744」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧
ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使
することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2026年3月25日（水曜
日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年3月26日(木曜日) 午前10時(受付開始:午前9時30分)
2. 場 所 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
YUITO 日本橋室町野村ビル6階 大ホール (a+b)
【野村コンファレンスプラザ日本橋】
3. 目的事項
報告事項 1. 第29期(2025年1月1日から2025年12月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第29期(2025年1月1日から2025年12月31日まで)計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件
第2号議案 取締役(監査等委員でない社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)の報酬額改定の件
4. その他株主総会招集に関する事項
◎代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。
◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱います。
5. その他本招集ご通知に関する事項
書面交付請求されていない株主様には、株主総会参考書類を併せてご送付しております。
書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款の規定に基づき、下記の事項を記載しておりませんので、当該書面に記載した連結計算書類及び計算書類は監査報告を作成するに際し、会計監査人及び監査等委員会が監査をした書類の一部であります。
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

以上

ご案内

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
3. 本総会当日の運営に係る詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.sios.com>)に掲載いたします。なお、株主様へのお土産のご用意はございません。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

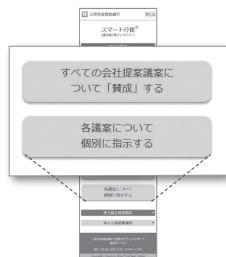
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00～21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（5名）は任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、社外取締役を過半数とする任意の指名報酬委員会からの助言を踏まえ取締役会で決定しており、監査等委員会から全ての候補者について適任である旨意見を得ております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	 再任 き た の ぶ お 喜 多 伸 夫 (1959年8月3日生) 所有する当社株式の数 215,900株 当社との特別の利害関係 なし 取締役会出席回数 開催18回／出席18回	1982年4月 稲畑産業株式会社入社 1999年7月 ノーザンライツコンピュータ株式会社代表取締役社長 2002年1月 当社代表取締役社長 2006年3月 当社代表取締役社長最高業務執行役員（現任） 2015年6月 BayPOS, Inc.取締役（現任） 2017年10月 サイオステクノロジー株式会社代表取締役社長（現任） 2019年8月 SIOS Technology Corp.取締役兼CEO（現任） 【取締役候補者とした理由】 同氏は、これまで代表取締役社長として当社グループを牽引し、豊富な経営経験に基づき、グループ全体の企業価値向上に資するべく役割を務めており、取締役として適任であると判断し、取締役の候補者といたしました。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
2	 <p>再任</p> <p>もりた のぼる 森 田 昇 (1963年9月18日生)</p> <p>所有する当社株式の数 7,500株</p> <p>当社との特別の利害関係 なし</p> <p>取締役会出席回数 開催18回／出席18回</p>	<p>2003年12月 株式会社フィオシス・コンサルティング代表取締役社長</p> <p>2004年 5 月 株式会社オーディーケイ情報システム取締役</p> <p>2008年 6 月 株式会社ビット・クルーズ代表取締役会長</p> <p>2015年 5 月 当社専務執行役員</p> <p>2016年 3 月 当社取締役専務執行役員（現任）</p> <p>2018年 3 月 サイオステクノロジー株式会社取締役（現任）</p> <p>2020年12月 株式会社セシオス取締役（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>同氏は、当社グループの事業部門を統括し、長年の経験によりグループ企業経営及び事業会社の運営に係る豊富な見識・実績を有しており、取締役として適任であると判断し、取締役の候補者といたしました。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
3	 <p>再任</p> <p>やまざき やすゆき 山崎 靖之 (1963年2月21日生)</p> <p>所有する当社株式の数 12,200株</p> <p>当社との特別の利害関係 なし</p> <p>取締役会出席回数 開催18回／出席18回</p>	<p>2001年4月 日本ラショナルソフトウェア株式会社（現日本アイ・ビー・エム株式会社）入社</p> <p>2003年5月 当社入社 執行役員</p> <p>2017年10月 サイオテクノロジー株式会社取締役（現任）</p> <p>2021年3月 当社取締役（現任）</p> <p>2025年9月 サンディブルー株式会社取締役（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>同氏は、当社グループの技術部門を統括し、長年の経験によりグループ企業経営及び事業会社の運営に係る豊富な見識・実績を有しており、取締役として適任であると判断し、取締役の候補者といたしました。</p>
4	 <p>再任</p> <p>こばやし とくたろう 小林 徳太郎 (1962年10月29日生)</p> <p>所有する当社株式の数 37,100株</p> <p>当社との特別の利害関係 なし</p> <p>取締役会出席回数 開催18回／出席18回</p>	<p>1997年11月 コナミ株式会社（現コナミグループ株式会社）入社</p> <p>2003年5月 株式会社フェロ・ジャパン（現株式会社バイブランツ・ジャパン）入社</p> <p>2006年7月 当社入社</p> <p>2007年4月 当社執行役員</p> <p>2011年2月 SIOS Technology Corp.取締役（現任）</p> <p>2015年4月 当社常務執行役員</p> <p>2021年3月 当社取締役常務執行役員（現任）</p> <p>2025年9月 サンディブルー株式会社監査役（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>同氏は、当社グループの管理部門を統括し、長年の経験によりグループ企業経営及び事業会社の運営に係る豊富な見識・実績を有しており、取締役として適任であると判断し、取締役の候補者といたしました。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
5	 <p>再任 社外 独立役員</p> <p>おの み き 小野 未 貴 あべ (現姓：阿部) (1976年7月20日生) 所有する当社株式の数 一株 当社との特別の利害関係 なし 取締役会出席回数 開催18回／出席18回</p>	<p>2005年10月 弁護士登録（東京弁護士会所属） 弁護士法人キャスト糸賀入所</p> <p>2007年2月 渥美総合法律事務所・外国法共同事業（現渥美坂井法律事務所・外国法共同事業）入所</p> <p>2017年1月 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業パートナー（現任）</p> <p>2022年3月 当社社外取締役（現任）</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</p> <p>同氏は、弁護士としての専門的な知識・経験に基づき、当社グループの経営の健全性・適正性の確保及び透明性の向上に寄与していただけるものと判断し、社外取締役の候補者といたしました。また、同氏は会社の経営に関与したことはありませんが、同氏の豊富な企業法務に関する知見に基づき、当社の経営全般に的確な助言をいただくことを期待しております。</p>

- (注)
1. 小野未貴氏は社外取締役候補者であります。
 2. 小野未貴氏は、東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、本定時株主総会で再任が承認された場合は、引き続き独立役員としての届出を継続する予定であります。
 3. 社外取締役の独立性について
小野未貴氏は、これまで当社の業務執行取締役、使用人であったことはありません。また、同氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年間であります。
 4. 社外取締役との責任限定契約について
当社は、小野未貴氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、本定時株主総会で再任が承認された場合は、同氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める限度額であります。
 5. 小野未貴氏は、婚姻により阿部姓となりましたが、弁護士業務を旧姓の小野で行っております。
 6. 役員等賠償責任保険契約について
当社は、役員等賠償責任保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことにより負担することとなる損害又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。上記候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
 7. 上記候補者の有する当社の株式数は、2025年12月31日現在のものであります。

【取締役会の構成（スキルマトリックス）】

	氏名	社外 独立	企業経営	営業・ マーケティング	IT	財務会計	法務・ リスク管理	(参考) 保有資格等	指名報酬 委員会
取締役	喜多 伸夫		●	●	●				◎
	森田 昇		●	●	●				
	山崎 靖之			●	●				
	小林 徳太郎					●	●	税理士	
	小野 未貴	●					●	弁護士	●
取締役 (監査等委員)	平松 祐樹					●	●		
	古畑 克巳	●				●		公認会計士	●
	長谷川 紘之	●					●	弁護士	●

(注) 指名報酬委員会の委員長を◎、委員を●と示しております。

取締役（監査等委員でない社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2017年3月29日開催の第20回定時株主総会において、年額144,000千円以内（うち社外取締役分は20,000千円以内）と決議いただき今日に至っております。

本議案は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額を年額270,000千円以内（うち社外取締役分は20,000千円以内）に改定することをお願いするものであります（社外取締役分を20,000千円以内とすることについての変更はありません。）。なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与相当分は含まないものといたします。

現在、当社は成長戦略の着実な推進に取り組んでおり、その成果として業績回復が軌道に乗りつつあり、次期においては復配を予定するに至っております。こうした中、当社が中長期的な企業価値のさらなる向上を実現していくためには、取締役の経営に対する責任と期待される役割をより一層高めるとともに、今後優秀な経営人材を確保することに備える必要があると考えております。また、前回の限度額改定から約9年が経過し、この間の経済情勢の変化や役員報酬水準の社会的な上昇等に適切に対応する必要があり、以上の各点から、このたびの本金銭報酬枠の改定をお願いするものであります。

なお、当事業年度の実績と取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は、事業報告の「2.会社の現況 (3)会社役員の内訳 ⑤取締役の報酬等 イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりであります。本議案をご承認いただいた場合には、ご承認いただいた内容と整合するよう改定することを予定しております。

本議案の内容については、当社の経営体制、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、指名報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

上記金銭報酬とは別枠で、2024年3月28日開催の第27回定時株主総会において、業績連動型株式報酬の額を3事業年度で業務執行取締役分90,000千円、1事業年度に付与するポイントは、39,000ポイントを上限とすることについて決議いただいておりますが、これについての変更はありません。

なお、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は現在と同数の5名（うち社外取締役1名）となります。

以上

事業報告 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度においては、国内経済は雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されますが、物価上昇の継続や米国の通商政策の影響により、依然として景気の下振れリスクが存在しております。また、当社グループが属する情報サービス業界におきましては、企業の業務効率と生産性向上への強い意欲等を背景に競争力強化に向けたIT投資需要が堅調に推移しており、システムの再構築やAIエージェントをはじめとする高度なAI技術の活用等の戦略的IT投資需要は、今後も継続するものと見込まれております。

このような状況において、当社グループは中長期的な企業価値の向上と持続的成長の実現に向け、ストック型ビジネスモデルの拡大に継続して取り組むとともに、AIとオープンソースソフトウェアによる事業強化等を通じ、変化に柔軟かつ俊敏に対応してまいります。

当連結会計年度の各セグメントの業績は、次の通りとなりました。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分並びに報告セグメントの利益又は損失の測定方法を変更しております。下記の前期比較情報については、前期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

(プロダクト&サービス)

前連結会計年度に金融機関向け経営支援システム販売事業の株式譲渡を行い構造改革を実施した影響により、セグメント全体では減収増益となりました。

SaaS(*1)・サブスク(*2)サービスのクラウド型ワークフロー「Gluegent Flow」やIDの管理をクラウドで行う「Gluegent Gate」等の「Gluegentシリーズ」(*3)は、生成AI搭載を中心としたユーザーアシスト等の機能強化が評価され、ARR(*4)が伸長し増益に寄与しました。

主力自社製品である「LifeKeeper」(*5)販売は増収となり、利益面では米国連結子会社においてコストの見直しを実施した結果、増益となりました。これらにより、売上高は5,751百万円（前連結会計年度比7.3%減）、セグメント利益は726百万円（前連結会計年度比48.0%増）となりました。

(コンサルティング&インテグレーション)

セグメント全体ではIT投資の堅調な需要を捉え、受注が順調に推移し増収増益となりました。

金融機関向け及び文教向けのシステム開発・構築支援では案件獲得が順調に推移し増収増益となりました。今後高い成長が見込まれるAPI(*6)ソリューション領域においては増収となりましたが、案件獲得に

注力するとともに開発体制を強化したため、一部利益率の低い案件の受注、人件費等のコスト増により減益となりました。これらにより、売上高は3,459百万円（前連結会計年度比13.4%増）、セグメント利益は343百万円（前連結会計年度比10.2%増）となりました。

（ソフトウェアセールス&ソリューション）

セグメント全体では前連結会計年度第1四半期に計上したRed Hat, Inc.関連商品(*7)の大型案件の売上が無くなったことにより減収となったものの、前連結会計年度より業務提携を開始したElastic N.V.関連商品(*8)が売上を伸ばし増益に寄与しました。これらにより、売上高は9,860百万円（前連結会計年度比12.9%減）、セグメント利益は142百万円（前連結会計年度比28.6%増）となりました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は19,059百万円（前連結会計年度比7.3%減）、営業利益は401百万円（前連結会計年度は35百万円の利益）、持分法による投資利益35百万円及び受取利息28百万円の計上により経常利益は497百万円（前連結会計年度比163.4%増）、法人税、住民税及び事業税の計上により、親会社株主に帰属する当期純利益は320百万円（前連結会計年度比9.0%減）となり、経常利益については過去最高値を更新しました。

当社グループの重視する経営指標であるEBITDA（営業利益＋減価償却費＋のれん償却額）とROIC（税引後営業利益÷（株主資本＋有利子負債））は、次の通りとなりました。

EBITDA：460百万円（前連結会計年度比428.6%）

ROIC：14.2%（前連結会計年度は1.5%）

（報告セグメントごとの売上高及び受注高）

報告セグメント	売上高	受注高
プロダクト & サービス	5,751百万円	5,939百万円
コンサルティング&インテグレーション	3,459百万円	3,153百万円
ソフトウェアセールス&ソリューション	9,860百万円	10,049百万円

(*1) SaaS

Software as a Serviceの略。ソフトウェアをクラウドサービスとして提供すること。

(*2) サブスク

サブスクリプションの略。ソフトウェア等の製品・サービスの提供に対して、定期的に定額課金または従量課金するモデル。

(*3) Gluegentシリーズ

IDの管理をクラウドで行うサービス「Gluegent Gate」をはじめ、クラウド型ワークフローの「Gluegent Flow」、Google Calendarにチームメンバーの予定管理機能等を付加した「Gluegent Appsグループスケジューラ」等、企業におけるクラウドを利用した業務効率化等を支援するサービス。

(*4) ARR

Annual Recurring Revenueの略。月末におけるMRR（サブスクリプション契約等に基づき毎月繰り返し得られる収益の月間合計）×12ヶ月。

(*5) LifeKeeper

本番稼働のサーバーとは別に同じ環境の予備サーバーを待機させ、万が一の障害の際には自動的に予備サーバーに業務を引き継がせる役割を担うソフトウェア。

(*6) API

ソフトウェアやアプリケーション同士が互いに情報をやり取りするための仕組み。

(*7) Red Hat, Inc.関連商品

オープンソースソフトウェア&サービス・プロバイダーRed Hat, Inc.が開発するオープンソースの製品。

(*8) Elastic N.V.関連商品

オープンソース型の高速検索・分析エンジン「Elasticsearch（エラスティックサーチ）」を活用して、生成AIの精度を向上させる「RAG構築支援コンサルティングサービス」。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した企業集団の設備投資の総額は215百万円です。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

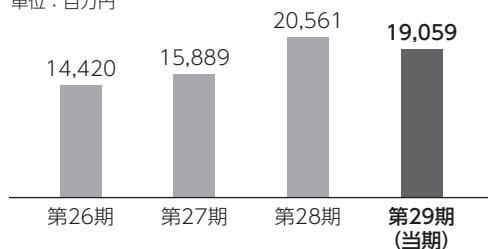
① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 26 期 (2022年12月期)	第 27 期 (2023年12月期)	第 28 期 (2024年12月期)	第 29 期 (当連結会計年度) (2025年12月期)
売 上 高(千円)	14,420,269	15,889,487	20,561,583	19,059,817
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に帰属す る当期純損失(△)	△639,793	△18,880	351,703	320,134
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△73.81	△2.18	40.57	36.93
総 資 産(千円)	6,022,332	6,706,581	8,085,320	8,662,023
純 資 産(千円)	1,243,534	1,187,961	1,537,407	1,856,735

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。

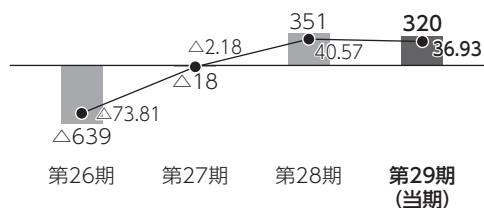
売上高

単位：百万円



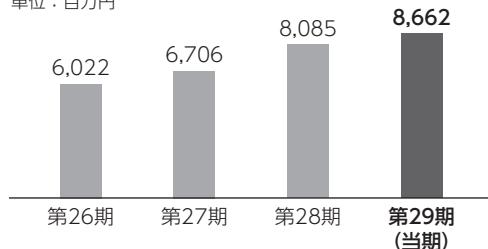
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失

単位：百万円 —●— 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失
単位：円



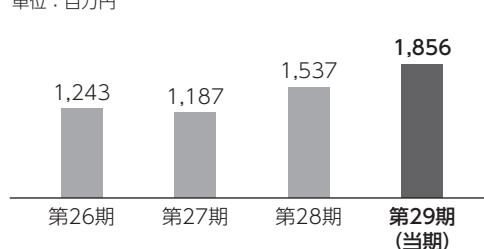
総資産

単位：百万円



純資産

単位：百万円



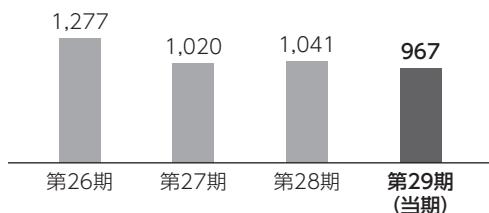
② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 26 期 (2022年12月期)	第 27 期 (2023年12月期)	第 28 期 (2024年12月期)	第 29 期 (当 事 業 年 度) (2025年12月期)
営 業 収 益 (千円)	1,277,798	1,020,578	1,041,693	967,854
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	285,818	129,407	△569,658	56,191
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△) (円)	32.97	14.93	△65.72	6.48
総 資 産 (千円)	3,051,676	3,060,734	2,509,426	2,444,021
純 資 産 (千円)	2,023,306	2,066,277	1,453,681	1,510,055

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。

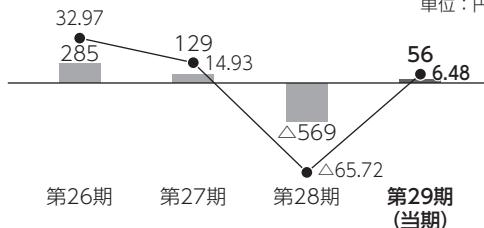
営業収益

単位：百万円



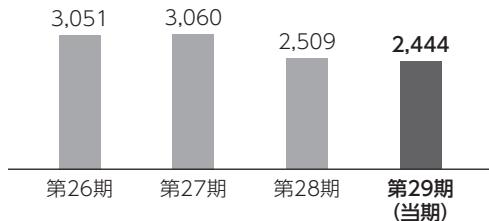
当期純利益又は当期純損失

単位：百万円 ●— 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失
単位：円



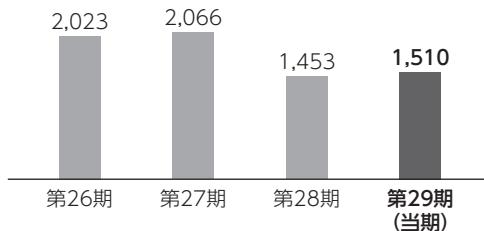
総資産

単位：百万円



純資産

単位：百万円



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況 (2025年12月31日現在)

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
サイオテクノロジー株式会社	100 百万円	100.0%	情報システムの開発・基盤構築・運用サポート等
SIOS Technology Corp.	16,965 千米ドル	100.0%	「LifeKeeper」等の開発・販売・保守
サンディブルー株式会社	25 百万円	100.0%	情報処理システムの企画、設計、開発、運用及び販売等

(注) 2025年9月9日付で、サンディブルー株式会社を設立し、連結子会社としております。

③ 持分法適用会社の状況 (2025年12月31日現在)

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
BayPOS, Inc.	2,000 千米ドル	49.0%	飲食事業者向けの情報システムの開発・販売・保守
株式会社セシオス	13 百万円	34.2%	認証・統合ID管理サービス、情報システムの開発・販売

④ 特定完全子会社の状況 (2025年12月31日現在)

名称	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
サイオテクノロジー株式会社	東京都港区南麻布二丁目 12番3号	1,122百万円	2,444百万円

(4) 対処すべき課題

当社グループの主な課題は、①強い収益基盤の確立、②研究開発への継続的な投資、③サステナビリティへの取り組みと認識しており、具体的には次に記載する事項に取り組みます。

① 強い収益基盤の確立

当社グループは、外部要因により業績が変動しやすいオンプレミス向けの製品・サービスの売上高比率を相対的に下げるべく、ストック型ビジネスモデル事業を強化・拡大し、収益の安定化を図る方針です。加えて、非連続的な成長の実現に向け、生成AIによる事業強化、APIソリューション事業の拡大等、新たな領域に挑戦してまいります。これらにより、外部環境の変化に耐えうる、強い収益基盤の確立を目指します。

② 研究開発への継続的な投資

DXへの投資が加速する中、引き続き競争力のある製品・サービスを生み出していくには、研究開発への継続的な投資が課題であると考えております。業績に応じて研究開発投資の選択と集中を図り、特に生成AI、クラウド関連等の研究開発を継続することにより、ユーザーの期待に応える新製品・サービスを提供してまいります。

③ サステナビリティへの取り組み

当社グループでは、自らの事業活動の環境や社会への影響、ステークホルダーの期待や社会要請に鑑み、「サステナビリティ重点課題」を設定し、各課題への取り組みを推進しています。現在設定している課題は、「社会の課題を見据えたサービスの開発」「地球環境に配慮した活動」「多様な人材の活躍促進」です。特に「多様な人材の活躍促進」については、事業の源泉である人的資本を強化する必要があると認識しています。具体的には、次世代を見据えた新しい技術開発を実現すべく、優秀な人材の確保と育成が重要な課題であると考えております。IT技術者をはじめとする多様な「人材」を積極的に採用するとともに、高いモチベーションを持って働ける環境を整備してまいります。これらの課題に対して、当社はグループ会社の製品・サービスの提供等を通じて、各課題の解決に努めてまいります。

また、「SIOS Sustainability Project」という社会貢献活動を通じて、持続可能な社会の実現の一助となることを目指しております。

(5) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

当連結会計年度より、報告セグメントを「オープンシステム基盤事業」「アプリケーション事業」の2セグメントから、「プロダクト&サービス」「コンサルティング&インテグレーション」「ソフトウェアセールス&ソリューション」の3セグメントに変更しております。

事業区分	事業内容
プロダクト & サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・「LifeKeeper」等の開発・販売・保守 ・MFP向けソフトウェア製品の販売 ・クラウドサービス「Gluegentシリーズ」の提供 ・アプリケーション製品の販売 ・その他関連製品・サービスの販売・提供
コンサルティング & インテグレーション	<ul style="list-style-type: none"> ・サポートサービス「サイオスOSSよろず相談室」の提供 ・情報システムの受託開発 ・情報システムコンサルティングサービスの提供 ・APIをコアにしたコンサルティングサービス・開発運用サービスの提供 ・その他関連製品・サービスの販売・提供
ソフトウェアセールス & ソリューション	<ul style="list-style-type: none"> ・Red Hat, Inc.関連商品の販売 ・Elastic N.V.関連商品をはじめとするOSS関連商品の販売等

(6) 主要な営業所及び工場 (2025年12月31日現在)

① 当社

名称	住所
本社	東京都港区

② 子会社

会社名	名称	住所
サイオステクノロジー株式会社	本社	東京都港区
	関西営業所	大阪府大阪市
	中部営業所	愛知県名古屋市
	九州営業所	福岡県福岡市
SIOS Technology Corp.	本社	California, USA
サンディブルー株式会社	本社	東京都港区

(7) 使用人の状況 (2025年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
493名 (51名)	12名増 (増減0名)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
41名 (12名)	1名増 (1名増)	43.6歳	7.6年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先及び借入額

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 15,000,000株
- ② 発行済株式の総数 8,874,400株 (自己株式3,338株を含む。)
- ③ 株主数 6,906名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 大 塚 商 会	1,593,300株	17.96%
パ ー ソ ル テ ン プ ス タ ッ プ 株 式 会 社	1,500,000株	16.91%
喜 多 エ ン タ ー プ ラ イ ズ 株 式 会 社	920,000株	10.37%
喜 多 伸 夫	215,900株	2.43%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	202,000株	2.28%
サ イ オ ス 従 業 員 持 株 会	150,700株	1.70%
大 塚 厚 志	145,300株	1.64%
エ フ サ ス テ ク ノ ロ ジ ー ズ 株 式 会 社	110,000株	1.24%
野 村 證 券 株 式 会 社	99,542株	1.12%
福 田 一 郎	80,800株	0.91%

(注) 持株比率は、自己株式3,338株を控除して計算しております。なお、自己株式数には、業績連動型株式報酬制度に係る信託口が保有する当社株式202,000株は含んでおりません。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2025年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	喜 多 伸 夫	最高業務執行役員 サイオステクノロジー株式会社代表取締役社長 SIOS Technology Corp.取締役兼CEO BayPOS, Inc.取締役
取 締 役	森 田 昇	専務執行役員 サイオステクノロジー株式会社取締役 株式会社セシオス取締役
取 締 役	山 崎 靖 之	サイオステクノロジー株式会社取締役 サンディブルー株式会社取締役
取 締 役	小 林 徳太郎	常務執行役員 SIOS Technology Corp.取締役 サンディブルー株式会社監査役
取 締 役	小 野 未 貴	弁護士 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業パートナー
取 締 役 (常勤監査等委員)	平 松 祐 樹	サイオステクノロジー株式会社監査役
取 締 役 (監査等委員)	古 畑 克 巳	公認会計士 公認会計士古畑克巳事務所代表 株式会社fellow代表取締役社長 株式会社ATC監査役
取 締 役 (監査等委員)	長谷川 紘 之	弁護士 片岡総合法律事務所パートナー 株式会社ティムス監査役

- (注) 1. 取締役小野未貴氏、古畑克巳氏及び長谷川紘之氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、日常的な情報収集、社内の重要な会議への出席、内部監査室との連携を密にすることで監査・監督機能を強化するため、平松祐樹氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 監査等委員古畑克巳氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員長谷川紘之氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役小野未貴氏、古畑克巳氏及び長谷川紘之氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社が定款の規定に基づき社外取締役全員と締結した責任限定契約の概要は、次のとおりであります。

取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことにより負担することとなる損害又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

④ 社外取締役に關する事項

イ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	小野 未貴	当事業年度開催の取締役会（18回開催）の全てに出席し、主に弁護士としての専門的な見地から必要な発言を適宜行っております。また、社外取締役として独立した客観的な意見を述べるなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名報酬委員会においては、役員指名報酬等の決定に対し、客観的・中立的な立場から関与・助言しております。
取締役 (監査等委員)	古畑 克巳	当事業年度開催の取締役会（18回開催）及び監査等委員会（20回開催）の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的な見地から必要な発言を適宜行っております。また、社外取締役として当社の経営に対し監督・助言を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名報酬委員会においては、役員指名報酬等の決定に対し、客観的・中立的な立場から関与・助言しております。
	長谷川 紘之	当事業年度開催の取締役会（18回開催）及び監査等委員会（20回開催）の全てに出席し、主に弁護士としての専門的な見地から必要な発言を適宜行っております。また、社外取締役として当社の経営に対し監督・助言を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名報酬委員会においては、役員指名報酬等の決定に対し、客観的・中立的な立場から関与・助言しております。

ロ. 重要な兼職の状況及び当社との関係（2025年12月31日現在）

区分	氏名	重要な兼職の状況
取締役	小野 未貴	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業パートナー
取締役 (監査等委員)	古畑 克巳	公認会計士古畑克巳事務所代表 株式会社fellow代表取締役社長 株式会社ATC監査役
	長谷川 紘之	片岡総合法律事務所パートナー 株式会社ティムス監査役

(注) 渥美坂井法律事務所、公認会計士古畑克巳事務所、株式会社fellow、株式会社ATC、片岡総合法律事務所、株式会社ティムスと当社との間には、資本関係及び重要な取引関係はありません。

⑤ 取締役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

a 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定の方法

当社は、社外取締役を過半数とする任意の指名報酬委員会における議論及びその助言を踏まえ、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しています。

b 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、業務執行取締役といいます）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう業績向上及び株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。

業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬及び業績連動型非金銭報酬により構成され、株主総会の決議に基づく限度内において、社外取締役を過半数とする任意の指名報酬委員会からの助言を踏まえた上で、代表取締役社長が決定します。

監査等委員でない社外取締役の報酬は、業務執行の監督の職務の適正性を確保する観点から固定報酬のみで構成されます。

監査等委員である取締役の報酬は、その役割を考慮し、固定報酬のみで構成され、その報酬額はその役割・職務の内容を勘案し、常勤及び非常勤を区分の上、監査等委員である取締役の協議により決定します。

c 基本報酬（金銭報酬）の決定方針

当社の業務執行取締役の個人別の基本報酬は、社員の平均給与、世間相場を勘案した上で、個々の職責等及び前連結会計年度（1月～12月）の売上高、親会社株主に帰属する当期純利益、EBITDA、ROIC等の指標の目標値に対する達成度に応じて、当年の任期期間（選任から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで）の報酬水準を決定し、毎月一定の日に支給します。

d 業績連動報酬（金銭報酬）の決定方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上と株主利益に対する意識を高めるため株価上昇率を評価項目とした短期インセンティブ（賞与）を毎年、一定の時期に支給します。

・業績指標に関する指標：

当社株価上昇率：0.0%

e 業績連動型非金銭報酬の決定方針

業績連動型非金銭報酬は株式交付信託を用いた株式報酬とし、株式交付規程に基づき、評価指標の達成度に応じて事業年度ごとにポイント（1ポイントが1株に相当）が付与され、原則として退任時に、蓄積されたポイントに応じた株式及び金銭が交付されます。なお、付与されるポイントは、役員ごとの基礎ポイントに対し、評価指標となる株式成長率（対象期間における配当込みTOPIXの成長率に対する当社のTotal Shareholder Return（株主総利回り）の割合を指す）に基づく係数を乗じて計算されます。株式成長率は株主価値向上の観点から評価指標としています。

・業績指標に関する実績：

当社の株主総利回り：142.0%

TOPIX成長率（配当込）：150.3%

f 報酬の種類ごとの割合の決定方針

当社の業務執行取締役の報酬の構成割合は、当社の経営戦略、事業環境、職責及びインセンティブ報酬における目標達成の難易度等を踏まえ、適切に設定いたします。なお、報酬の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬：業績連動型非金銭報酬＝70：18：12といたします（各指標を最大限達成した場合）。

ロ. 取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日・決議の内容

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2017年3月29日開催の第20回定時株主総会において、年額144,000千円以内（うち社外取締役分は20,000千円以内）と決議しております（ただし、使用人兼務取締役の使用人給与相当分を含まない。）。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名（うち社外取締役1名）です。また、上記金銭報酬とは別枠で、2024年3月28日開催の第27回定時株主総会において、業績連動型株式報酬の額を3事業年度で業務執行取締役分90,000千円、1事業年度に付与するポイントは、39,000ポイントを上限と決議しております。当該株主総会終結時点の業務執行取締役の員数は4名です。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2017年3月29日開催の第20回定時株主総会において、年額54,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

ハ. 取締役の個人別報酬等の内容の決定に関する委任及び決定権限を有する者の氏名及び地位並びにその権限の内容

取締役（監査等委員でない社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の報酬額につきましては社外取締役を過半数とする任意の指名報酬委員会からの助言を踏まえ、代表取締役社長最高業務執行役員である喜多伸夫が決定しております。

この権限を委任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ各取締役の業績や会社運営への貢献等について評価を行うには、代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

また、監査等委員である取締役の報酬につきましては、その役割を考慮し、固定報酬のみで構成しており、その報酬額はその役割・職務の内容を勘案し、常勤及び非常勤を区分の上、監査等委員である取締役が協議の上、決定しております。

二. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に基づき作成した個人別報酬について、社外取締役を過半数とする任意の指名報酬委員会への諮問手続きを経た上で決定したものであることから、取締役会は当該方針に沿うものであると判断しております。

ホ. 取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の総額			対象となる 役員の員数
		金銭報酬		非金銭報酬	
		基本報酬	業績連動報酬	業績連動型 株式報酬	
取締役 (監査等委員を除く。)	110,665千円	105,069千円	—	5,596千円	5名
（うち社外取締役）	(5,040千円)	(5,040千円)	(—)	(—)	(1名)
取締役（監査等委員）	25,800千円	25,800千円	—	—	3名
（うち社外取締役）	(10,800千円)	(10,800千円)	(—)	(—)	(2名)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 業績連動報酬は、当事業年度における役員賞与引当金繰入額を記載しております。
 3. 非金銭報酬は、信託を用いた株式報酬制度に基づく、当事業年度における役員株式給付引当金繰入額を記載しております。当該株式報酬制度の内容は⑤取締役の報酬等の業績連動型非金銭報酬の決定方針に記載のとおりです。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 E Y 新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

区 分	支 払 額
当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額、公認会計士法（1948年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額	43,100千円
当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43,100千円

(注) 1. 当社は会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、これらの合計額を記載しております。
2. 当事業年度に係る上記報酬の額以外に、前事業年度に係る追加報酬1,900千円があります。

③ 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善に見込みがないと判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

(5) 会社の体制及び方針

(業務の適正を確保するための体制)

当社は取締役会において、内部統制システム基本方針を次のとおり定めております。

(最終改定 2025年3月27日)

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、「誠実・Integrity」を、取締役及び使用人が共有する価値観であるSIOS Values 2.0のひとつと定め、SIOS Values 2.0の浸透に向けた活動を通じ、高い倫理性を持った企業風土の醸成に努める。
- ② 当社はコンプライアンス規程を制定し、取締役会のもとにコンプライアンス委員会を設置する。当該委員会は、コンプライアンスに関する課題・対応状況について取締役会に報告する。
- ③ 当社は、公益通報者保護規程を制定し、従業員からの通報を受ける社内の通報窓口を当社の法務サービスラインに、社外の通報窓口を社外の法律事務所内（弁護士）に設置する。また、公益通報者保護法の趣旨を踏まえて、より広い範囲で通報処理体制を設け、その運用について周知徹底を図り、法令及び定款の違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努める。
- ④ 取締役は、重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、速やかに監査等委員会に報告し、遅滞なく取締役会において報告する。
- ⑤ 内部監査室は、監査等委員会との連携を図り、内部監査規程に従い当社グループの組織・諸制度及び業務規則・社内規程等に整合しているかを評価・検証することを通じ、取締役の職務の執行の法令及び定款の適合状況を監査し、監査結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。
- ⑥ 当社は任意の指名報酬委員会を設置し、取締役の指名、報酬の決定について客観性・透明性を確保する。
- ⑦ 当社は複数の社外取締役を置き、社内情勢に関係なく客観的な視点から経営について判断、助言を受け職務執行の公正性を強化する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報は、情報管理にかかる規程等を整備することで、適切に保存し、管理する。
- ② 取締役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスク管理規程を制定し、取締役会のもとにリスク管理委員会を設置する。当該委員会は、会社のリスク管理を適切に行うために、その管理状況等について取締役会に報告する。
- ② 各部門長及び執行役員は、業務の運営に係るリスクに関して具体例を抽出し、原因を分析・集約し、改善策を作成して各部門内への指導と教育を行うとともに、当該改善策に従った運用をしているかを確認し、リスク管理を統括する法務サービスラインに報告する。
- ③ 昨今のサイバーセキュリティリスクの高まりを受け、当社では情報セキュリティに対応する専門の組織を設け、当社グループが利用する情報システムの脆弱性や異常などを常に監視し、また、リスク発生時に適時かつ適切に対応する。

- ④ 内部監査室は、当社のリスク管理の状況を監査し、監査結果を当社代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。また、監査を通じて従業員に助言することで当社グループのコンプライアンスの向上に寄与する。
 - ⑤ 監査等委員会は、リスク管理体制が有効に機能しているか、また、適正な運営が確保されているかを監査する。
 - ⑥ 経営に重大な影響を及ぼす緊急事態が発生又は発生するおそれが生じた場合、当社は緊急対策本部を設置し、損害の拡大を防止し、これを最小限にとどめる体制を整える。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は、執行役員制度を導入し、取締役会が選任した執行役員に対し、執行役員規程等に定められた範囲で職務の執行を委任し、取締役会及び取締役がその職務の執行を監督し、責任を負う。当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員共に任期を1年とすることで、変化と競争の激しい経営環境に機敏に対応する体制をとる。
 - ② 取締役会は、経営上重要な事項について、取締役及び執行役員から定期的に経営状況等の報告を受けることにより、取締役及び執行役員の職務の執行が、関係法規に照らし、善良なる管理者の注意義務を尽くした適切な経営判断となるよう監督する。
 - ③ 取締役会は、全社的な目標として年度予算及び方針を決定し、取締役及び執行役員による業務執行を監督する。
 - ④ 取締役及び執行役員は、目標達成に向け、迅速な意思決定及び機動的な業務執行を行うよう努める。
 - ⑤ 取締役及び執行役員は、取締役会で目標達成に向けた進捗状況を報告し、取締役会は必要に応じ、目標を修正する。
 - ⑥ 取締役及び執行役員、その他重要な使用人の業務執行の権限及び責任を明確にするため、業務分掌及び職務分掌に関する規程を整備し、組織間の適切な役割分担と連携を図る。
- (5) 会社並びに親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社子会社に対する管理及び監視体制
当社は、グループ内のバックオフィス機能を当社に集約することで、業務やシステムの標準化・集約化を図り、ガバナンス・コンプライアンス機能を強化する。また、関係会社管理規程を制定し、子会社を管理するとともに、子会社及び関連会社の取締役又は監査役を選定し、その任にあたらせ、業務の適正を監視する。
 - ② 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、当社子会社における経営上重要な事項について、関係会社管理規程に則り、当社取締役会又は当社代表取締役社長による承認若しくは報告を義務付ける。
 - ③ 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
イ. 当社は、当社子会社において、経営に重大な影響を及ぼす緊急事態が発生又は発生するおそれが生じた場合の体制と対策組織の編成方針を定める。
ロ. 当社は、当社子会社において緊急事態が発生した場合には、前記イ. の方針の定めに基づき、損害の拡大を防止し、これを最小限にとどめる体制を整える。

- ハ. 当社の内部監査室は、当社子会社のリスク管理の状況を監査し、監査結果を当社代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。
- ④ 当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、連結ベースで年度予算を策定し、その進捗状況は当社取締役会に報告され、取締役会は適時適切に監督を行う。
- ⑤ 当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
イ. 当社は、当社のコンプライアンス規程に基づき、当社子会社に対しても、当社と同様のコンプライアンス体制を運用するよう監督する。
ロ. 当社の内部監査室は、当社の監査等委員会との連携を図り、当社子会社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行の法令及び定款の適合状況を監査し、監査結果を当社代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。
- (6) 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
- ① 当社の監査等委員会が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人を配置するものとする。
- ② 配置に当たっての具体的な内容（使用人の任命、異動、人事考課、賞罰等）については、当社の監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するものとする。
- ③ この場合、当該使用人は監査補助業務に関しては当社の監査等委員会の指示命令に従うものとする。
- (7) 当社の監査等委員会への報告に関する体制
- ① 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び使用人は、法定の事項、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項やその経過報告が必要な事項について、直接又は業務上の報告体制に基づき、速やかに当社の監査等委員会に報告する。
- ② 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び使用人は、当社の監査等委員会が職務の執行に必要な情報の提供を求めた場合には、速やかに対応する。
- ③ 当社子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制
イ. 当社子会社の監査役は、当社の監査等委員会と報告会を設け、情報の共有化を図る。
ロ. 当社の監査等委員は、子会社の監査役を兼務又は子会社の取締役会にオブザーバーとして出席することができるものとする。
- ハ. 当社の監査等委員会は、直接又は当社のコンプライアンス委員会を通じて、当社子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者から、必要に応じて、随時報告を受けることができるものとする。

- (8) 当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、公益通報者保護規程を制定し、直接又はコンプライアンス委員会を通じて当社の監査等委員会へ報告を行った当社及び当社子会社の取締役及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
- (9) 当社の監査等委員会の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、当社の監査等委員会が職務を執行する上で必要な費用の前払い等の請求をしたときは、明らかに当該監査等委員会の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を支払うものとする。
- (10) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社の監査等委員会は、年間の監査計画を策定し、取締役会に報告するとともに、当該監査の実効性の確保のための必要な施策の実施を取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び取締役会に対して求めることができるものとする。
 - ② 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、当社の監査等委員会の監査計画に基づく監査が効率的に実施されるよう、必要に応じて担当部門に対して指示を行うものとする。
 - ③ 監査の実効性を確保するため、当社は、以下の方針に基づき、監査等委員会監査の環境整備に努める。
 - イ. 当社の監査等委員会が当社代表取締役社長と定期的に意見交換を実施できること
 - ロ. 当社の監査等委員が監査において必要な社内会議へ出席する機会を不当に制限されないこと
 - ハ. 当社の監査等委員会の過半数は社外取締役とし、監査等委員会の独立性及び透明性を確保すること
- (11) 反社会的勢力排除に向けた体制
- ① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、法令、社会的規範等の遵守を謳ったコンプライアンス規程を制定するとともに、反社会的勢力排除規程を設け、反社会的勢力及び団体との関係遮断を掲げ、関係排除に取り組むものとする。
 - ② 反社会的勢力排除に向けた整備状況
イ. 当社は、反社会的勢力排除規程において、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、企業活動の健全な発展を阻害する反社会的勢力や団体との関係を完全に遮断し、不当な要求には応じないことを明示するものとする。
ロ. 日常の管理は法務サービスラインが担当する。
- (12) 財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用及び評価を行うための体制
- ① 当社は、財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用及び評価を行うため、財務報告に係る内部統制基本方針書において、当社及び当社子会社の財務報告の信頼性を確保するための基本的な方針の設定、方針の展開、内部統制の整備・運用及び評価における全社的な管理体制、日程、手続きに関する人員及びその編成並びに教育・訓練の方法等を定めるものとする。

- ② 監査等委員会は、財務報告に係る内部統制の整備・運用に係る取締役の職務執行状況を監査する。また、会計監査人の行う監査の方法と結果の相当性の監査を通じて、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況を監査する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社では、上記基本方針に掲げた体制を整備し、その基本方針に基づき以下を実施しました。

(1) 職務執行の適正及び効率性の確保に対する取り組みの状況

当社では、取締役8名のうち3名は独立社外取締役であり、経営監視機能の客観性及び中立性は十分に確保される体制となっています。取締役会は18回開催され、当社と利害関係を有しない社外取締役が出席し、独立した客観的な立場で会社経営の監督を行い、取締役の職務執行の適法性を確保し、適正性及び効率性を高めています。また、内部監査室は部門に対する監査を実施しており、監査の結果を代表取締役社長、監査等委員会及び必要に応じて取締役会に報告し、代表取締役社長は部門の責任者に対し指摘事項の改善を指示し、内部監査室は改善状況をモニタリングしています。

(2) リスクに対する取り組みの状況

当社は、リスク管理委員会を四半期毎に開催し、事業運営に係るリスク、労務管理に係るリスク、情報セキュリティに係るリスク等について審議・議論を行いました。

(3) コンプライアンスに対する取り組みの状況

当社及び当社子会社の取締役及び使用人に向けて、情報セキュリティ、インサイダー取引防止、ハラスメント対策等、法令の遵守に関する社内研修を実施するとともに、コンプライアンスの重要性に関するメッセージを社員集会等で発信することにより、コンプライアンス意識の向上に取り組みました。

(4) 当社グループにおける業務の適正の確保に対する取り組みの状況

当社子会社の経営管理につきましては関係会社管理規程に従い、子会社の経営管理体制の整備の状況を監視するとともに、当社の取締役又は執行役員が各子会社の取締役又は監査役として就任し、各子会社の業務の適正を監視・監督しています。また、内部監査室は子会社に対する監査を実施しており、監査の結果を代表取締役社長、子会社の代表取締役社長、監査等委員会及び必要に応じて取締役会に報告し、代表取締役社長は子会社の部門の責任者に対し指摘事項の改善を指示し、内部監査室は改善状況をモニタリングしています。

(5) 監査の実効性の確保に対する取り組みの状況

監査等委員は取締役会等の重要な会議への出席、代表取締役社長との定期的な意見交換、会計監査人及び内部監査室との連携等により、監査の実効性の向上に努めています。監査等委員会は20回開催され、監査に関する重要な事項について審議及び決議を行いました。

当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、監査等委員会の監査に際してヒアリングに応じ、また、求められる書類の提出等を行い、監査に協力しています。

(6) 反社会的勢力排除に対する取り組みの状況

反社会的勢力排除に対する取り組みとして、新規取引先については事前に反社チェックを行い、継続取引先についても毎年1回反社チェックを行っています。なお、取引先との間で締結する基本契約書では取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には契約を解除できる旨の反社会的勢力排除条項を明記しています。また、役職員の入社時についても事前に反社チェックを行うとともに、反社会的勢力との関わりを持たない旨の「誓約書」を提出することを求めています。

(剰余金の配当等の決定に関する方針)

当社は、連結業績の推移・見通し、配当性向・配当利回り・自己資本比率等の指標を総合的に勘案しつつ、安定的な配当を継続することを基本方針としております。

2025年12月期におきましては、利益の獲得に努めたものの、2024年12月期に計上した個別決算における関係会社株式の減損（特別損失）による利益剰余金の減少を回復させる水準には至っていないことから、誠に遺憾ながら期末配当を無配とさせていただきたいと存じます。

上記の基本方針のもと、今般、新たな成長戦略の遂行とストック型ビジネスモデルの強化を通じて継続的な成長を実現し、株主還元をより一層充実させていく考えから、株主還元の方向性をより明確にするため、具体的な目標数値を以下のとおり定めました。

2026年12月期は1株当たり5円、2027年12月期以降は連結配当性向30%以上を目標として、安定的かつ継続的な還元を努めてまいります。

なお、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中の記載数字は、金額については、表示単位未満を切り捨て、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結計算書類等

連結貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
●資産の部		●負債の部	
流動資産	7,580,992	流動負債	6,404,953
現金及び預金	3,586,717	買掛金	2,006,139
売掛金及び契約資産	3,248,024	リース債務	19,507
仕掛品	2,623	未払費用	161,346
前渡金	437,766	未払法人税等	43,312
未収還付法人税等	23,222	未払消費税等	62,294
その他	282,637	契約負債	3,952,929
固定資産	1,081,031	株主優待引当金	12,564
有形固定資産	63,585	その他	146,859
建物	25,575	固定負債	400,333
工具器具備品	20,815	退職給付に係る負債	330,105
リース資産	17,194	リース債務	27,730
無形固定資産	279,256	役員株式給付引当金	30,865
ソフトウェア	277,815	長期預り金	11,632
その他	1,441	負債合計	6,805,287
投資その他の資産	738,189	●純資産の部	
投資有価証券	448,425	株主資本	1,786,415
退職給付に係る資産	4,974	資本金	1,481,520
差入保証金	108,432	利益剰余金	385,493
繰延税金資産	122,497	自己株式	△80,598
その他	53,859	その他の包括利益累計額	△34,256
資産合計	8,662,023	その他有価証券評価差額金	△948
		繰延ヘッジ損益	1,923
		為替換算調整勘定	△35,231
		新株予約権	104,577
		純資産合計	1,856,735
		負債・純資産合計	8,662,023

連結損益計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売 上	高 価		19,059,817
売 上	原 価		13,767,122
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	利 益		5,292,694
営 業 外 収 入	利 益		4,891,176
受 取 替 利 差	息 益	28,030	
為 受 業 持 分	取 替 配 受	21,558	
デ ソ	に よ る 投 資 利 益	45	
営 業 外 費 用	利 益	2,226	
支 投 外	テ イ ブ 評 価	35,177	
経 常 損 失	の	6,142	
特 別 損 失	の	8,966	102,148
投 資 有 価 証 券 評 価 損 失	利 用 息 損 税 他	422	
固 定 資 産 除 却 損 失	組 合 運 用 息 損 税 他	2,646	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	泉	2,801	
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 額	の	17	5,887
法 人 税 等 調 整 額	利 益		497,779
当 期 純 利 益	損 失	1,439	
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	却 損 失	9,182	
	却 損 失	0	10,621
	純 利 益		487,158
	税 額		146,129
	額		20,894
	純 利 益		320,134
	純 利 益		320,134

連結株主資本等変動計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,481,520	65,359	△80,794	1,466,084
連結会計年度中の変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益		320,134		320,134
自 己 株 式 の 処 分			196	196
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)				
連結会計年度中の変動額合計	-	320,134	196	320,330
当 期 末 残 高	1,481,520	385,493	△80,598	1,786,415

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ損益	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	△1,145	6,009	△36,256	△31,392	102,715	1,537,407
連結会計年度中の変動額						
親会社株主に帰属する当期純利益						320,134
自 己 株 式 の 処 分						196
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	196	△4,085	1,024	△2,864	1,862	△1,001
連結会計年度中の変動額合計	196	△4,085	1,024	△2,864	1,862	319,328
当 期 末 残 高	△948	1,923	△35,231	△34,256	104,577	1,856,735

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数 3社
- ② 連結子会社の名称 サイオステクノロジー株式会社
SIOS Technology Corp.
サンディブルー株式会社

なお、サンディブルー株式会社については、新規設立に伴い当連結会計年度より連結子会社に含めることとしました。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 関連会社の数 2社
- ② 関連会社の名称 BayPOS, Inc.
株式会社セシオス
- ③ 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項
持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。
- ④ 持分法非適用の関連会社
コーディルテクノロジー株式会社
(持分法を適用しない理由)
当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除いております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

- 市場価格のない株式等 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）。
- 以外のもの
- 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法。なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

□. 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価の切下げの方法）によっております。

仕掛品 個別法による原価法

ハ. デリバティブ

時価法（なお、ヘッジ取引については、ヘッジ会計によっております。）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を、在外連結子会社は当該国の会計基準の規定に基づく定額法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～18年

工具器具備品 3～15年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

□. 無形固定資産（リース資産を除く）

a 市場販売目的のソフトウェア

見込販売期間（3年以内）における見込販売数量に基づく償却額と販売可能な残存有効期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額で計上する方法を採用しております。

b 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

二. 長期前払費用

定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 受注損失引当金

受注案件に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積可能なものについては、損失見積額を引当計上しております。

□. 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当連結会計年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

ハ. 役員株式給付引当金

株式交付規程に基づく役員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

二. 株主優待引当金

株主優待制度に伴う支出に備えるため、翌連結会計年度以降に発生すると見込まれる額を合理的に見積り計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

また、一部の国内連結子会社は、企業年金制度については、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、プロダクト&サービス事業、コンサルティング&インテグレーション事業、ソフトウェアセールス&ソリューション事業を展開しており、顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりであります。

イ. プロダクト&サービス事業

当事業においては、ITシステムの障害時のシステムダウンを回避できるソフトウェア「LifeKeeper」、MFP向けソフトウェア製品の販売やサブスクによるサービスの提供、SaaS・サブスクサービスのクラウド型ワークフロー「Gluegent Flow」やIDの管理をクラウドで行う「Gluegent Gate」の販売や保守・サポート・コンサルティングサービス、及びこれらの製品に付随する他社製品の仕入販売等を行っています。

ライセンスの供与については、使用権の場合には顧客が知的財産を使用可能になった時点で履行義務を充足したと判断し、一時点で収益を認識しております。なお、一部のMFP向けソフトウェア製品等は、出荷時から納品時までの期間が通常の間であるため、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しています。サービス料を定額課金するサブスク型のサービスについては、契約期間にわたってサービスを提供する義務があり、契約に定められたサービス提供期間で義務を履行するにつれて顧客が便益を享受すると考えられることから、契約に定められたサービス提供期間にわたり収益を認識しております。保守・サポート・コンサルティングサービスの提供については、顧客との契約に基づいて保守サービス等を提供する履行義務を負っているため、顧客との保守サービス等の提供期間に応じて、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。他社製品の販売については、顧客に引き渡した時点で履行義務を充足したと判断し、一時点で収益を認識しております。

顧客への財又はサービスの提供において当社がその財又はサービスを支配しておらず、代理人に該当すると判断した取引について、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額を収益と認識しております。

収益は、顧客との契約において約束された対価の金額から、リベート等を控除した金額で測定しております。

顧客との契約の履行義務に対する対価は、履行義務の充足前に契約負債として受領する場合を除き、履行義務を充足後概ね1年以内に受領しており、契約における重要な金融要素は含んでおりません。

ロ. コンサルティング&インテグレーション事業

当事業においては、OSSに関するさまざまな問い合わせに対応するサービス「サイオスOSSよろず相談室」、金融機関向けサービス、企業情報システムの受託開発や生成AI導入支援、各種情報システム向けコンサルティングサービス等、及びこれらの製品に付随する他社製品の仕入販売等を行っています。

他社製品の販売については、顧客に引き渡した時点で履行義務を充足したと判断し、一時点で収益を認識しております。サービス料を定額課金するサブスク型のサービスの提供については、契約期間にわたってサービスを提供する義務があり、契約に定められたサービス提供期間で義務を履行するにつれて顧客が便益を享受すると考えられることから、契約に定められたサービス提供期間にわたり収益を認識しております。ライセンスの供与については、使用権の場合には顧客が知的財産を使用可能になった時点で履行義務を充足したと判断し、一時点で収益を認識しております。保守・サポート・コンサルティングサービスの提供については、顧客との契約に基づいて保守サービス等を提供する履行義務を負っているため、顧客との保守サービス等の提供期間に応じて、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。受託開発については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）により算出しております。履行義務の充足に係る進捗率の合理的な見積りができない場合においては、原価回収基準を適用しております。また、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については、代替的な取り扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

顧客への財又はサービスの提供において当社がその財又はサービスを支配しておらず、代理人に該当すると判断した取引について、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額を収益と認識しております。

顧客との契約の履行義務に対する対価は、履行義務の充足前に契約負債として受領する場合を除き、履行義務充足後概ね1年以内に受領しており、契約における重要な金融要素は含んでおりません。

ハ. ソフトウェアセールス&ソリューション事業

当事業においては、Red Hat, Inc.関連商品やElastic N.V.関連商品をはじめとするOSS関連商品の販売、サポート、コンサルティング等を行っています。

OSS関連商品の販売については、顧客に引き渡した時点で履行義務を充足したと判断し、一時点で収益を認識しております。保守・サポート・コンサルティングサービスの提供については、顧客との契約に基づいて保守サービス等を提供する履行義務を負っているため、顧客との保守サービス等の提供期間に応じて、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。

収益は、顧客との契約において約束された対価の金額から、リベート等を控除した金額で測定しております。

顧客との契約の履行義務に対する対価は、履行義務の充足前に契約負債として受領する場合を除き、履行義務充足後概ね1年以内に受領しており、契約における重要な金融要素は含んでおりませ

ん。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しており、当連結会計年度末における予定取引に該当する取引をヘッジ対象とする為替予約については、繰延ヘッジ処理をしております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段……為替予約

ヘッジ対象……商品及び原材料輸入による外貨建買入債務

ハ. ヘッジ方針

外貨建債務に係る将来の為替レートの変動リスクの回避及び金融収支改善のため、ヘッジを行っております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性を判断しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 122,497千円、法人税等調整額 20,894千円

(注) 1. 繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産の金額は、125,482千円であります。

(注) 2. 上記のうち、サイオステクノロジー株式会社の繰延税金資産の計上額は77,553千円、繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産の金額は79,289千円であります。また、法人税等調整額の計上額は、△3,614千円であります。

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来加算一時差異の解消スケジュール及び将来の収益力に基づく課税所得の見積りによって繰延税金資産の回収可能性を判断しております。サイオステクノロジー株式会社では、将来加算一時差異の解消スケジュール及び翌期1年間の課税所得によって繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは将来の事業計画を基礎としております。

② 主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる将来の事業計画における主要な仮定は、市場環境等を加味した事業毎の売上高の成長率及び売上総利益率としております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である市場環境等を加味した事業毎の売上高の成長率及び売上総利益率が経営環境等の変化により変動した場合には、課税所得の見積りが変動する可能性があります。その結果、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 187,202千円

(2) 顧客との契約から生じた債権及び契約資産の残高は、それぞれ以下のとおりであります。

売掛金 3,205,880千円

契約資産 42,144千円

5. 連結損益計算書に関する注記

当社グループは、当連結会計年度において以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
California, USA	事業用資産	工具、器具及び備品	5,778千円
東京都港区他	事業用資産	工具、器具及び備品	3,403千円

当社グループは、原則として、事業用資産については事業を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

プロダクト&サービス事業において、収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった事業用資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

また、コンサルティング&インテグレーション事業において、収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった事業用資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、零として評価しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
発行済株式				
普通株式	8,874,400株	—	—	8,874,400株
合計	8,874,400株	—	—	8,874,400株
自己株式				
普通株式	205,838株	—	500株	205,338株
合計	205,838株	—	500株	205,338株

- (注) 1. 当連結会計年度末普通株式の自己株式には、役員向け株式交付信託の信託財産として株式会社日本カ
ストディ銀行が保有する当社株式202,000株を含めております。
2. 普通株式の自己株式の減少500株は、役員向け株式交付信託における当社株式の売却500株によるも
のです。

(2) 配当金に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式
の種類及び数

該当事項はありません。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

デリバティブについては、将来の為替・金利変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は
行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、
当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の
信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券は、主に取引先企業の業務上の提携等に関連する株式及び投資事業有限責任組合への出資
であり、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案の上、保有状況を
継続的に見直しております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引の執行・管理につきましては、取引権限及び取引限度額を定めた社内規程に従って行
っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機
関とのみ取引を行っております。

また、営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、資金繰表を作成・更新す
るなどの方法により管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することに

より、当該価額が変動することもあります。また、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

④ 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち37%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額につきましては、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表に含めておりません（(注)1を参照ください。）。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	1,500	1,500	－
(2) デリバティブ取引（*）	116,291	116,291	－

現金及び預金、売掛金及び契約資産、買掛金については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（*）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(注) 1. 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	636
投資事業有限責任組合への出資	126,815

これらについては、「その他有価証券」には含めておりません。

また、「非上場株式」については時価算定会計基準適用指針第24－16項の取扱いを適用しており、金融商品時価開示適用指針第4項(1)に定める事項を注記しておりません。

(注) 2. 金銭債権及び有価証券のうち満期のあるものの連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	3,586,364	—	—	—
(2) 売掛金	3,205,880	—	—	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,500	—	—	1,500
デリバティブ取引	—	116,291	—	116,291
資産計	1,500	116,291	—	117,791

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップ及び為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額	合計
	プロダクト & サービス	コンサルティング&インテ グレーション	ソフトウェア セールス&ソ リューション	計		
収益認識の時期						
一時点で移転される財 又はサービス	1,274,284	331,929	9,487,325	11,093,539	－	11,093,539
一定の期間にわたり移転 される財又はサービス	4,475,773	3,116,424	373,480	7,965,677	600	7,966,277
顧客との契約から生じる 収益	5,750,058	3,448,353	9,860,806	19,059,217	600	19,059,817
その他の収益	－	－	－	－	－	－
外部顧客への売上高	5,750,058	3,448,353	9,860,806	19,059,217	600	19,059,817

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	2,504,721
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	3,205,880
契約資産（期首残高）	44,410
契約資産（期末残高）	42,144
契約負債（期首残高）	3,850,313
契約負債（期末残高）	3,952,929

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、3,002,452千円であります。

契約資産は、主にソフトウェア開発の請負契約について、進捗度の測定に基づき充足した履行義務に係る対価に対する権利に関連するものであります。契約資産は、当該権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振替えられます。当該履行義務に係る対価は、契約に定められた支払条件に従って請求し、受領しております。

契約負債は、主にシステムの保守サービスやソフトウェア製品のライセンスの供与等の継続して役務等の提供を行う契約について、役務等の提供に先立って顧客から受領した対価に対する前受金であり、契約に基づき履行義務を充足した時点で収益に振替えられます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

(単位：千円)

	当連結会計年度
1年以内	3,693,440
1年超2年以内	745,594
2年超3年以内	478,062
3年超	385,820
合計	5,302,917

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 202円12銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 36円93銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

役員向け株式交付信託

当社は、2024年3月28日開催の第27回定時株主総会及び連結子会社の定時株主総会の決議に基づき、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び執行役員並びに当社の国内主要子会社の取締役（社外取締役を除く。）及び執行役員（以下総称して「取締役等」。）を対象とする株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入しております。（信託契約日2024年11月27日）

(1) 取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」という。）が当社普通株式（以下「当社株式」という。）を取得し、役員及び評価指標の達成度に応じて算定されたポイントの数に相当する当社株式が本信託を通じて取締役等に対して交付されるものです。

なお、取締役等が当社株式の交付を受ける時期は、原則としてその退任時です。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末79,184千円、202,000株であります。

計算書類等

貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
●資産の部		●負債の部	
流動資産	528,554	流動負債	714,091
現金及び預金	327,288	1年内返済予定の関係会社長期借入金	626,120
売掛金	17,899	未払金	44,511
前払費用	29,040	未払費用	16,712
未収還付法人税等	23,167	未払法人税等	2,145
その他	131,159	未払消費税等	3,073
固定資産	1,915,466	預り金	7,958
有形固定資産	28,974	株主優待引当金	12,564
建物	19,615	その他	1,007
工具器具備品	9,358	固定負債	219,873
無形固定資産	2,840	関係会社長期借入金	153,399
ソフトウェア	1,812	退職給付引当金	43,560
その他	1,028	長期預り金	11,632
投資その他の資産	1,883,652	役員株式給付引当金	11,281
投資有価証券	127,452	負債合計	933,965
関係会社株式	1,550,988	●純資産の部	
差入保証金	113,462	株主資本	1,508,954
繰延税金資産	44,944	資本金	1,481,520
その他	46,804	利益剰余金	108,033
資産合計	2,444,021	利益準備金	39,008
		その他利益剰余金	69,024
		繰越利益剰余金	69,024
		自己株式	△80,598
		評価・換算差額等	1,101
		その他有価証券評価差額金	1,101
		純資産合計	1,510,055
		負債・純資産合計	2,444,021

損益計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
経 営 管 理 料	289,780	
関 係 会 社 業 務 受 託 収 入 金	667,723	
関 係 会 社 受 取 配 当 金	10,350	967,854
営 業 費 用		
一 般 管 理 費	882,124	882,124
営 業 利 益		85,729
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	21,274	
為 替 差 益	7,540	
デ リ バ テ ィ ブ 評 価 益 他	6,142	
そ の 他	486	35,443
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	28,108	
投 資 事 業 組 合 運 用 損 益	2,646	30,755
経 常 利 益		90,418
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損 益	1,439	1,439
税 引 前 当 期 純 利 益		88,978
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		8,278
法 人 税 等 調 整 額		24,508
当 期 純 利 益		56,191

株主資本等変動計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	利 益 剰 余 金			益 金 計
		利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 剰 余 合	
			繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	1,481,520	39,008	12,832		51,841
事 業 年 度 中 の 変 動 額					
当 期 純 利 益			56,191		56,191
自 己 株 式 の 処 分					
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)					
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	—	56,191		56,191
当 期 末 残 高	1,481,520	39,008	69,024		108,033

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△80,794	1,452,566	1,114	1,114	1,453,681
事 業 年 度 中 の 変 動 額					
当 期 純 利 益		56,191			56,191
自 己 株 式 の 処 分	196	196			196
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△13	△13	△13
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	196	56,387	△13	△13	56,374
当 期 末 残 高	△80,598	1,508,954	1,101	1,101	1,510,055

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

a 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

b その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② デリバティブ

時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～18年

工具器具備品 3～15年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員株式給付引当金

株式交付規程に基づく役員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付引当金

当社は従業員の退職給付に備えるため、退職一時金については退職給付会計に関する実務指針に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により当事業年度末における退職給付債務を計上しております。

⑤ 株主優待引当金

株主優待制度に伴う支出に備えるため、翌事業年度以降に発生すると見込まれる額を合理的に見積り計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

持株会社である当社の収益は、主に子会社他からの経営管理料、業務受託収入及び受取配当金であります。

経営管理料及び業務受託収入については、子会社他との契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、履行義務の充足に従い一定の期間にわたって収益として認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって収益を認識しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	115,226千円
(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。	
① 短期金銭債権	25,643千円
② 短期金銭債務	1,946千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引による取引高	347,554千円
② 営業取引以外による取引高	27,941千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	205,838株	－株	500株	205,338株

- (注) 1. 当事業年度末普通株式の自己株式には、役員向け株式交付信託の信託財産として株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式202,000株を含めております。
2. 普通株式の自己株式の減少500株は、役員向け株式交付信託における当社株式の売却500株によるものです。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

未払事業税	423千円
退職給付引当金	13,730千円
資産除去債務	17,742千円
投資有価証券評価損	744,321千円
株式給付引当金	3,555千円
その他	12,621千円
繰延税金資産小計	792,395千円
評価性引当額	△746,201千円
繰延税金資産合計	46,193千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△486千円
その他	△762千円
繰延税金負債合計	△1,248千円
繰延税金資産の純額	44,944千円

- (注) 「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、2027年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。これらの法定実効税率の変更に伴う影響は軽微です。

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	サイオステクノロジー株式会社	100,000 千円	情報システムの開発・基盤構築・運用サポート等	所有 直接 100.0	経営管理 役員の兼任	経営管理 料等(注)1	927,406	売掛金	13,751
子会社	SIOS Technology Corp.	16,965 千米ドル	「LifeKeeper」 等の開発・販売・保守	所有 直接 100.0	資金の借入 経営管理 役員の兼任	利息の支 払い(注)2	27,941	関係会社長期借入金 (注)2 1年内返済予定の関 係会社長期借入金 (注)2	153,399 626,120

(注) 1. 経営管理料等については、持株会社である当社の営業費用等を勘案して合理的な金額を算定の上、決定しております。

2. 資金の借入については、市場金利を勘案して合理的に利率を決定しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 174円19銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 6円48銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

役員向け株式交付信託

「連結注記表 11. その他の注記」に記載のとおりであります。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月24日

サイオス株式会社
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 新 居 伸 浩
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 高 田 雅 代
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サイオス株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サイオス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を

作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月24日

サイオス株式会社
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 新 居 伸 浩
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 高 田 雅 代
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サイオス株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第29期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、重要な子会社の取締役会及び重要な会議に出席するとともに、会社の内部監査部門と連携の上、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月25日

サイオス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 平 松 祐 樹 ㊟

監 査 等 委 員 古 畑 克 巳 ㊟

監 査 等 委 員 長 谷 川 紘 之 ㊟

(注) 監査等委員古畑克巳及び長谷川紘之は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会 会場ご案内

会場

東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
YUITO 日本橋室町野村ビル6階 大ホール (a+b)
「野村コンファレンスプラザ日本橋」



会場最寄駅

JR : 総武本線「新日本橋」駅より
地下通路にて東京メトロ「三越前」駅方面へ (A9出口直結)
各線 「神田」駅 (南口) 徒歩7分
地下鉄: 東京メトロ銀座線・半蔵門線「三越前」駅 (A9出口直結)
東京メトロ銀座線・東西線「日本橋」駅 (B12出口) 徒歩7分

半蔵門線・銀座線三越前駅、JR新日本橋駅からは、**地下道でYUITOに直結しています。**

(株主総会当日、運営スタッフによる会場までの道案内はございません。)



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。